

令和4年度 財政健全化法に基づく公営企業の資金不足比率の
公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により令和4年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり公表します。

資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	令和4年度	令和3年度	
小国郷公立病院組合 病院事業会計	— (△130.6)	— (△104.9)	20.0

備考

- 1 資金不足がないため「－（ハイフン）」で表示しています。
- 2 （ ）内は、資金剰余額の比率を△で表示しています。

【用語の説明】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 資金不足比率

公営企業の資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものです。

※ 資金不足額

流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起した地方債
の現在高 － 流動資産

※ 事業の規模

営業収益（医業収益）の額 － 受託工事収益の額